平成３０年（フ）第１２３号
愛媛県松山市河野中須賀336番地　県営中須賀団地715号
債務者　井上喜美子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２６号
愛媛県松山市星岡３丁目18番９号
債務者　中田裕美子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７号
愛媛県八幡浜市五反田２番耕地1338番地11
債務者　攝津千代枝
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成３０年（フ）第１９号
愛媛県今治市近見町１丁目３番14号　晃コーポオメガＮＯ．10、前住所愛媛県今治市近見町４丁目４番27号
債務者　村上　利夫
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第５６号
福岡県嘉麻市鴨生510番地２　北斗台県営住宅60301号
債務者　鳥井　春美
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１２号
福岡県柳川市三橋町高畑272番地　リバーサイドマンション101号
債務者　樺島三喜男
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第３７号
福岡県田川郡糸田町1845番地
債務者　田中　康之
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第５１号
佐賀県武雄市武内町大字梅野乙15915番地
債務者　吉永　貴子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１８１号
大分県別府市石垣西10丁目１番６－201号
岡本ビル
債務者　手嶋　　徹
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１６号
宮崎県児湯郡新富町富田３丁目26番地２　児玉アパート202号
債務者　赤松　英司
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１３４号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣1076番地７、前住所宮崎市一の宮町88番地１　コーポ一の宮Ｂ棟101号
債務者　富田　優子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３６号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田6575番地１八風住宅303号室
債務者　宮園　知美
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
秋田市茨島６丁目３番10号
債務者　田口　教昭
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２０号
石川県羽咋郡志賀町中畠６の１番地
債務者　熊野　　光
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第９２号
福井県坂井市丸岡町八ケ郷第22号３番地18
債務者　能登　正敏
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９４号
福井県鯖江市東鯖江４丁目８番４号　ハートフル　ＬＩＦＥ．101
債務者　谷口　佳代
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９６号
福井県鯖江市下野田町第７号６番地24
債務者　阿部佳奈子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係